

技術資料に関する質問と回答

起工番号 施設基幹06-002

工事名 三野浄水場浄水池ほか築造工事

工事場所 岡山市北区三野一丁目2番1号

質問1

様式第11号～様式第14号の注5)に記載されている提案の評価対象としない事項のうち、「実施することにより工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案内容」との記載があります。以下の質問に対して、ご教授ください。

- ・実施することにより工事費を圧迫する可能性はあるが、工事品質を向上させる提案は評価されるのでしょうか？
- ・「実施することにより工事費を圧迫する」や「過大な提案内容」とありますが、何を基準に評価されるのでしょうか？「数値的な基準」、もしくは、「参考となる岡山市の他の文書(オーバースペック事例集など)」があれば、ご教授ください。

回答1

- ・工事全体の品質を低下させるものでなければ評価の対象とします。ただし、過度に工事品質を向上させることにより、工事費を圧迫する可能性が高くなる提案については評価の対象となりません。
- ・数値的な基準や岡山市としての文書はありません。要求する水準に対して、過度な品質・性能を実現するため、高価な材料の使用や必要性の低い提案の実施に過剰な費用を要すると判断される提案については評価の対象となりません。

質問2

複数提案の考え方について、ご教授ください。

- ・ある提案をした場合、その提案内容の目的を達成する確度を向上させるための「管理方法」を同時に提案した場合には、複数提案として評価されますか？
- ・ひとつの目的に対して、複数の提案をしなければ、目的を達成することができない場合、複数提案として評価されますか？

例えば、一般道に土砂を引っ張らないように「人力によるタイヤ洗浄」と「工事用道路にアスファルト舗装」を提案した場合など。

- ・「システム」や「工法」など、すでに公表されているNETIS登録技術を提案した場合、「システム」や「工法」の中に、複数の提案(技術)が入っている場合は、複数提案として評価されますか？

回答 2

いずれの場合も複数提案ではなく、1つの提案として評価します。

質問 3

様式第 11 号～第 14 号の注 1) において「提案数は 2 つ以内とし・・・」(第 14 号はそれぞれ 2 つ以内)と記載がありますが、提案数は 2 つでも 1 つでもどちらでも良いのでしょうか。提案数が 1 つの場合でも技術評価基準表内の評価基準において「有意な工夫がみられる」の評価をしていただけるのでしょうか。それとも提案数は 2 つでなければ「有意な工夫がみられる」の評価はしていただけないのでしょうか。

回答 3

提案数については、2 つ以内であれば 1 つでも構いません。

提案数が 1 つの場合は、「有意な工夫がみられる」評価対象になりません。

質問 4

様式第 12 号の課題の設定理由において、「騒音・振動の対策に関する技術的所見（施工計画）を求める」とありますが、技術評価基準表の評価基準では「騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており、有意な工夫が見られる。」とあります。評価の対象は騒音対策と振動対策なのでしょうか。それともそれ以外の粉塵等の対策も評価の対象なのでしょうか。

また、注 7) に「薬液注入工事の際の低減対策にかんする内容を記入すること」とありますが、本課題の対象工種は薬液注入工事のみと考えてよろしいのでしょうか。

回答 4

薬液注入工事での騒音・振動対策を対象とします。粉塵等の対策は評価の対象としません。

また、2 つ提案する場合、少なくとも 1 つは薬液注入工事の際の低減対策に関する内容を記入してください。

なお、令和 6 年 7 月 22 日付で様式の差し替えをしていますので、局ホームページの公告資料を確認してください。

質問 5

様式第 13 号の課題の設定理由において「地下水の水質監視における管理方法に関する技術的所見（施工計画）を求める」とありますが、技術評価基準表の評価基準では「地下水の水質汚濁防止対策を計画しており、有意な工夫がみられる。」とあります。本課題の評価対象は「水質監視における管理方法」と「水質汚濁防止対策」のどちらでしょうか。

か。それとも両方が対象でしょうか。

回答 5

水質監視における管理方法を対象とします。

質問 6

様式第 11 号～第 14 号の様式について、文字フォント・文字サイズ・行間・行数・1 行当たりの文字数・余白等について決まりがありましたらご教示ください。

常識的に書面が読み取れる範囲であれば文字フォント・文字サイズ・行間・行数・1 行当たりの文字数・余白等は変更してもよろしいでしょうか。

回答 6

任意の文字フォント・文字サイズ・行間・行数・1 行当たりの文字数・余白を使用して頂いて構いません。

なお、令和 6 年 7 月 22 日付で様式の差し替えをしていますので、局ホームページの公告資料を確認してください。

質問 7

最大提案数を超える提案がなされた場合、評価対象となる提案は記載した順番で決められるのでしょうか。

回答 7

お見込みのとおりです。

質問 8

本文及び図表について文字・数字のフォント（大きさ、種類等）に制約はないのでしょうか。

回答 8

文字・数字のフォント（大きさ、種類）に制約はありません。

質問 9

提出資料はカラー表示で作成しても構わないのでしょうか。

回答 9

構いません。

質問 1 0

提案の 1 枚目については指定様式の形状と内容を網羅していれば各自で作成したもので構わないのでしょうか。

回答 1 0

構いません。

なお、令和 6 年 7 月 2 2 日付で様式の差し替えをしていますので、局ホームページの公告資料を確認してください。

質問 1 1

施工に関する課題に係る技術的所見(その 3)(様式第 13 号)について、課題の設定理由に記載のある「地下水を水源とする取水施設」は、図 C-100 に記載のある「総合取水ポンプ室(浄水場内北東)」と「第二取水ポンプ室(浄水場内南東)」のことを示しているのでしょうか。異なる場合は、取水施設の位置図をご提示下さい。

回答 1 1

別紙「回答添付資料」を確認してください。

質問 1 2

総合評価一般競争入札(簡易型)技術評価基準表配置予定技術者の能力

過去 1 年間の継続教育(CPD(S))の学習実績の有無と記載ありますが、過去 1 年間とはいつを基準とした 1 年間でしょうか。

また添付書類として、建設系 CPD 協議会加盟団体が発行する学習実績の証明書写しと記載ありますが、CPD 取得証明書を添付でよろしいでしょうか。

回答 1 2

過去 1 年間とは、令和 5 年 4 月 1 日から公告日までの学習実績となります。

学習実績の証明書の写しについては、下記 URL に掲載されている団体が発行する証明書で、過去 1 年間の履修実績がわかるものを添付してください。

URL <https://www.cpd-ccesa.org/>

質問 1 3

総合評価一般競争入札(簡易型)技術評価基準表配置予定技術者の能力

満 40 歳未満の技術者の配置の有無と記載ありますが、様式第 9 号配置予定技術者調書(技術資料用)に有無を記載する欄がありません。

添付書類の資格者証等に記載してある生年月日を見て判断していただけると考えてよ

ろしいでしょうか。

回答 1 3

お見込みのとおりです。

質問 1 4

様式第 6 号技術者に関する誓約書

代表者名欄に印の記載は無いですが、押印は必要ないと考えてよろしいでしょうか。

回答 1 4

代表者名欄に押印してください。

質問 1 5

様式第 11 号施工に関する課題に係る技術的所見(その 1)

課題の設定理由に「本工事は、建築電気設備工事、建築機械設備工事、プラント設備工事、場内配管布設工事等の関連工事の発注を控えており、本工事期間中に他工事との輻輳が想定される」とありますが、本工事受注業者が他工事施工業者との作業間の連絡・調整等を主導する「統括安全衛生管理義務者」に発注者から指名されるという認識でよろしいでしょうか。

回答 1 5

お見込みのとおりです。

質問 1 6

総合評価一般競争入札(簡易型)技術評価基準表

様式第 12 号施工に関する課題に係る技術的所見(その 2)

の施工に関する課題に係る技術的所見(その 2)の評価基準には「施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画しており、」とあります。

一方、 の課題の設定理由には「騒音・振動の対策に関する技術的所見(施工計画)を求める」とあります。

本課題で求められる対策の対象は、“振動、騒音”のみでしょうか、または“騒音、振動”以外の“振動等”も含まれるのでしょうか。

回答 1 6

質問 4、及び回答 4 を参照してください。

質問 17

様式第 12 号施工に関する課題に係る技術的所見(その 2)

特記仕様書 P.12 第 1 章 第 1 節 第 4 項 11)

の課題の設定理由に「本工事場所である三野浄水場は、西側が住宅地に面しており、工事期間中の環境維持対策が重要な課題である。そこで、騒音・振動の対策に関する技術的所見(施工計画)を求めるものである。」とあります。

また、 に「浄水場周辺は、静かな住居地域(第 1 種住居地域)であるので工程、工法について十分協議し、騒音、振動等に対して周辺状況に応じた防音対策、振動低減対策等を施すこと。」とあります。

本工事施工中の騒音・振動の規制基準は「騒音 85 デシベル、振動 75 デシベル」(特定建設作業に係る規制基準)もしくは「騒音 60 デシベル、振動 60 デシベル」(岡山市における特定工場及び特定事業場に係る騒音・振動の規制基準での第 2 種区域の規制基準)のいずれを適用すべきでしょうか。

回答 17

「騒音 85 デシベル、振動 75 デシベル」(特定建設作業に係る規制基準)を適用してください。

質問 18

様式第 13 号施工に関する課題に係る技術的所見(その 3)

課題の設定理由に「地下水を水源とする取水施設がある」とありますが、該当する取水施設の位置や深さ等の構造をご教示願います。

回答 18

質問 11、及び回答 11 を参照してください。

質問 19

様式第 13 号施工に関する課題に係る技術的所見(その 3)

標準案で見込まれている水質監視用の観測井の箇所数と位置をご教示願います。

回答 19

別紙「回答添付資料 」を確認してください。